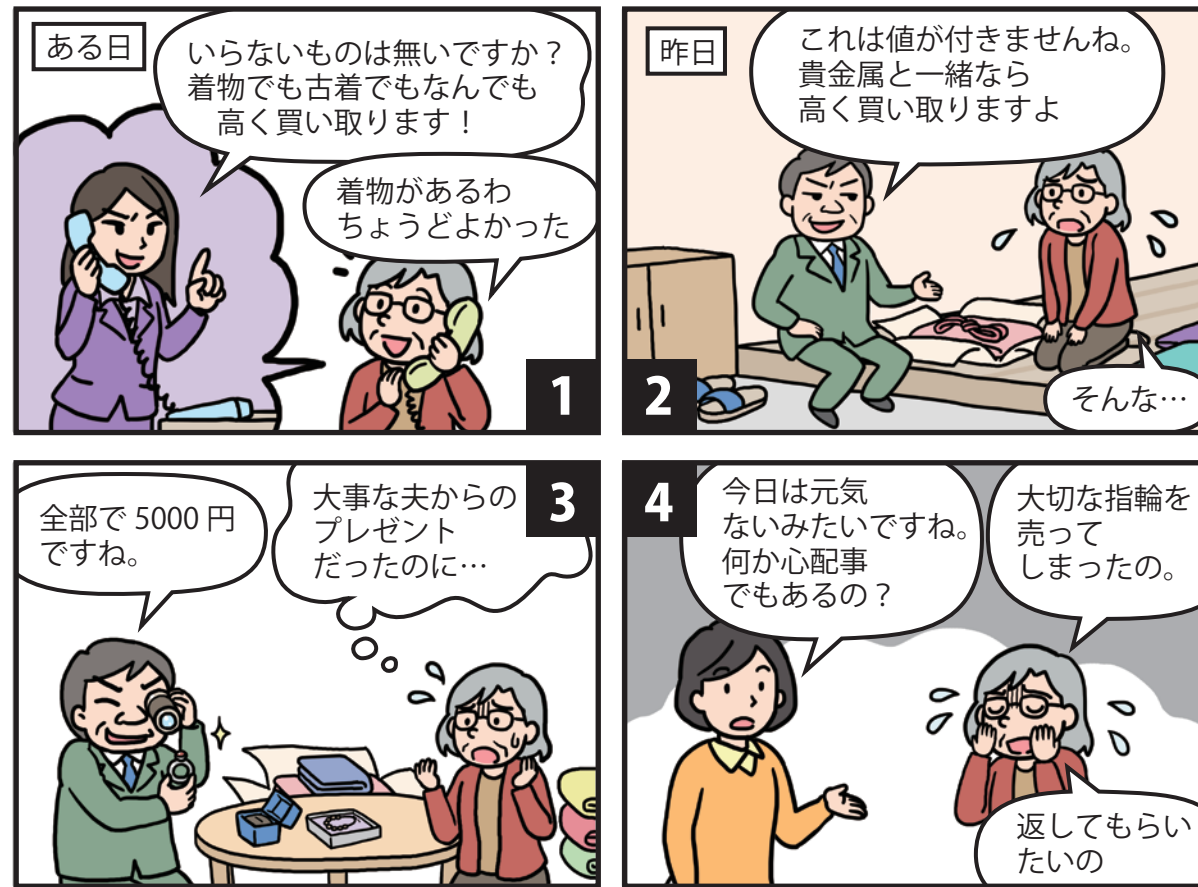


大事な指輪を 売ってしまったと 相談されて



事例の概要

—社会福祉協議会職員の気付き—

ふれあいサロンにやって来たEさんは、いつもと違って元気がなかったので、相談員が声を掛けたところ、亡くなった御主人からもらった大切な指輪を売ってしまい夕べは眠れなかったと話してくれました。「不要な物はないか、何でも高値で買い取る。」と電話がかかってきたので、昨日、家に来てもらったそうです。来訪した買取り業者に古い着物を見せると、「貴金属と一緒になら高値で買い取る。指輪とかあるでしょう。」と強く言われたので、指輪を見せたところ、事業者はその指輪と着物を「5,000円で買い取る。」と言ったそうです。安すぎると思ったけれど、事業者と二人きりで怖くて断れなかったと言うのです。

気付きのポイントとトラブルの特徴

気付きのポイント

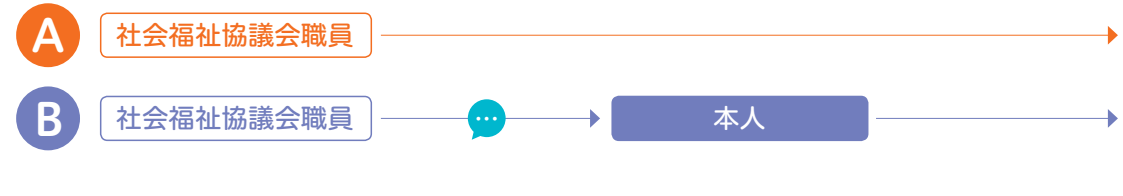
- ・元気がない。
- ・見慣れない人が玄関の中に入っていくのを見掛けた。
- ・〈家の中の様子〉あまり使わないタンスを開けた様子が見受けられる。

トラブルの特徴

元気なうちに身の回りの整理をしておきたいと考える高齢者が増えていますが、最初は、不要品は何でも買い取る、査定などと電話で言われますが、来訪時には、貴金属を出すようにと強く言われてしまいます。家屋の中に事業者が上がってしまうと、怖くて応じてしまい、後になって後悔します。

関係者の連携（A：地域協議会あり、B：地域協議会なし）

… 本人に消費生活センターへの相談を促す。必要に応じて一緒に相談する。



消費生活センターに相談したら

契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。

また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、解決できる場合があるので、速やかに相談してください。ただし、事業者に品物を渡してしまった場合、「転売してしまったので返せない。」などと言われることもあるので、早急に、事業者へ連絡をします。

見守る方へアドバイス

最初は、不要品なら何でも買い取るなどと、貴金属のことは告げませんが、事業者が狙っているのは貴金属です。経済的損失だけでなく、思い出の品を失うことにもなりかねません。一種のトレンドにもなっている終活や断捨離が話題になった際、情報提供しておくといでしょう。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ ☎ 188



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤン